

年 月 日

願出者
住所
氏名

令 8 区画に関する判定書

対 象 物 名						
所 在 地	宝塚市					
防火対象物用途			構 造			
規 模	延べ面積		㎡		地上 階	地下 階
適用部分						
適用後のそれぞれの 用途及び面積	用途		面積		㎡	用途 面積 ㎡

消防法施行規則第 5 条の 2 （開口部のない耐火構造の壁等）への適合状況				該当	図番
1	耐火構造の壁等は、RC 造、SRC 造その他これらに類する堅ろうで、かつ、容易に変更できない構造である。 ※ 下線部は壁式RC 造、プレキャストコンクリーカーテンウォール、軽量気泡コンクリートパネル等が該当する。（軽量気泡コンクリートパネルなど工場生産された部材等による施行方法を用いる場合は、モルタル塗り等による仕上げ、目地部分へのシーリング材等の充てん等により、適切に漏洩防止対策を講じる。） 令和 6 年消防予第 1 5 5 号				
2	耐火構造の壁等は、通常の火災による火熱が 2 時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものである。				
3	耐火構造の壁等は次の（1）又は（2）のいずれかに該当している。			—	—
	(1)	耐火構造の壁等の両端又は上端は、防火対象物の外壁又は屋根から 5 0 c m 以上突き出している。			
	(2)	耐火構造の壁等及びこれに接する外壁又は屋根の幅 3 . 6 m 以上の部分を耐火構造とし、かつ、当該耐火構造の部分が次のア又はイのいずれかの要件を満たしている。		—	—
		ア	開口部が設けられていない。 ※ 開口部には、面積の小さい通気口、換気口等であっても設けることはできない。 令和 6 年消防予第 1 5 5 号		
	イ	開口部に防火戸が設けられており、かつ、耐火構造の壁等を隔てた開口部相互間の距離が 9 0 c m 以上離れている。			

4	配管および貫通部について、次の（１）又は（２）のいずれかに該当している。			—	—		
	(1)	耐火構造の壁等に配管を貫通させていない。					
	(2)	耐火構造の壁等を配管が貫通する場合は、配管及び当該配管が貫通する部分が次のいずれかに該当している。			—	—	
		ア	(ア)	配管の用途は給排水管である。（排水管に付属する通気管である場合を含む。）			
			(イ)	配管の呼び径は、２００mm以下である。			
				貫通部の内部の断面積が直径３００mmの円の面積（７０，６５０mm ² ）以下である。			
			(ウ)	※ 貫通部の内部の断面積が、直径３００mmの円の面積以下である場合、(2)の基準に適合する配管であれば、当該貫通部に複数の配管を貫通させることができる。 令和６年消防予第１５７号			
			(エ)	貫通部を２以上設ける場合にあっては、当該貫通部相互間の距離は、当該貫通部のうち直径が大きい貫通部の直径の長さ（当該直径が２００mm以下の場合にあっては、２００mm）以上である。			
			(オ)	配管と貫通部の隙間を不燃材料により埋める方法その他これに類する方法により、火災時に生ずる煙を有効に遮ることができる。			
			(カ)	配管及び貫通部は、耐火構造の壁等と一体として、２に規定する耐火性能を有している。			
			(キ)	配管には、その表面に可燃物が接触しないような措置を講じている。ただし、当該配管に可燃物が接触しても発火するおそれがないと認められる場合は、この限りでない。			
		イ	令８区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について（通知）【平成１９年１０月５日消防予第３４４号】に適合するもの。				
		ウ	一般社団法人日本消防設備安全センターの性能評定を受けたもの。				

備 考

- 1 願出者は、建物の所有者、占有者又は管理者の氏名等を記入すること。
- 2 配置図、平面図、立面図、断面図、接続部分の詳細図等を添付すること。
- 3 判定書は区画ごとに作成すること。
- 4 性能評定を受けたものは、性能評定書を添付すること。